

市内製造事業者の皆様へ

所沢市ホームページに
事業者情報を掲載できます！

若年人材の確保に役立つ！

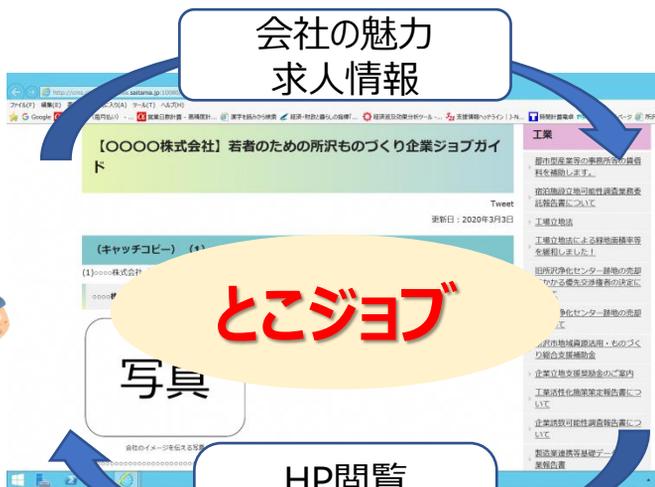
『若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド』

所沢市公式ホームページ内に、市内製造事業者の事業者情報を掲載する特設ページ『若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド』（以下、とこジョブ）を開設します！

高校・大学・公共職業能力開発施設等の学生に向けたページを作成し、学生と掲載事業者の就職マッチングを促進していきます。



市内製造事業者



高校・大学等



会社と学生のマッチングの
きっかけになるよ☆

掲載特典

- 1 所沢市ホームページ内の「とこジョブ」ページに事業者情報が掲載されます。
- 2 市が作成する「とこジョブ」冊子に掲載されます。（予定）
- 3 市が「とこジョブ」を広報ところざわ等に掲載し市内外へ広くPRを行います。
- 4 市が「とこジョブ」を近隣の高校等に活用するよう依頼します。
- 5 市が主催する近隣高校等の学生と掲載事業者との交流の場に参加できます。（予定）



掲載には要件があります。裏面をご参照ください。

【問い合わせ・申し込み】

所沢市 産業経済部 産業振興課

住所：〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 市役所別館

電話：04-2998-9157 E-mail：a9157@city.Tokorozawa.lg.jp

若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド

掲載要件

掲載要件をすべて満たす事業者が申請をすることができます。
以下のチェック項目でご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	掲載要件内容
<input type="checkbox"/>	所沢市内に製造を行う事業所を有する事業者であること。
<input type="checkbox"/>	「若者」※1 を対象とする正社員の求人募集を行い又は行う予定があること。
<input type="checkbox"/>	過去3年間に新規学卒者等の採用内定取消しを行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年間に事業主都合による解雇又は同様の都合による退職勧奨を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	前事業年度に正社員が月45時間以上の時間外労働を6カ月以上していないこと。※2
<input type="checkbox"/>	前事業年度に正社員の有給休暇年間付与日数が10日以上あることかつ年間5日以上有給休暇を取得していること。
<input type="checkbox"/>	現在、雇用保険の適用対象となる労働者を1名以上雇用していること。
<input type="checkbox"/>	労働基準関係法令の違反で送検され、又は指導され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に雇用関係助成金の不正受給が確認され、埼玉労働局により企業名が公表されていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去3年以内に休業4日以上労働災害が2件以上発生していないこと、かつ死亡災害が発生していないこと。
<input type="checkbox"/>	掲載を取り消された場合、その日から起算して3年以上経過していること。
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっていないこと。
<input type="checkbox"/>	市税を滞納していないこと。※3
<input type="checkbox"/>	当市ホームページ等の利用により、採用にかかるトラブルが起きた場合、自らの責任と費用をもって誠実に解決すること。

※1 「若者」とは主に、高等学校、大学、公共職業能力開発施設等を卒業後3年未満の者又はこれらの者と同様の待遇で採用する者をいう。

※2 資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業については、2020年4月1日から労働基準法における時間外労働の上限規制が定められているため、2021年4月1日より適用する。

※3 市税とは、所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げるものをいう。

【申し込み方法】

必要書類一式を産業振興課へご提出ください。市が申請書類の内容を審査し、掲載の適否を決定します。

申請書類は、市ホームページよりダウンロードできます。

（所沢市HP掲載場所）

トップページ⇒暮らし⇒就労・仕事・産業⇒産業⇒とこジョブ⇒掲載希望事業者様向け



ホームページ
QRコード